

後見等の報酬助成の申請をされる方へ

北九州市内に在住している被後見人等が、一定の要件に該当する場合、北九州市の成年後見制度利用支援事業により、後見人等は報酬の助成が受けられます。

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

1 助成の対象となる方

助成対象は被後見人等が、以下のいずれかの要件に該当する方です。

助成対象となる要件

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者
 - 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
 - 3 その他、経済状況が前2号に準すると認められる者
- 3の「認められる者」とは以下の①～③のすべてに該当する方です。
- ① 世帯の年間収入が単身世帯で、150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ② 世帯の資産（現金、預貯金、有価証券等）が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
 - ③ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

※ただし、成年被後見人等の配偶者、又は直系血族及び四親等内の親族が成年後見人等である場合は、助成対象とはなりません。

※報酬付与の対象となる期間は原則、12か月以内です。また、報酬付与の審判がなされた日の翌日から起算して6か月以内の申請が必要です。

2 対象となる経費

- ・助成額は家庭裁判所が審判により決定した後見人等に対する報酬額です。
- ・助成上限額は被後見人等が施設等に入所している者については月額18,000円、他の者については月額28,000円です。

※助成の対象期間は令和4年4月1日以降の業務に対してのみです。

※家庭裁判所の決定した報酬でも上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。

※被後見人が死亡した場合は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額と当市の定める上限額のいずれか低い額から、遺留資産を差し引いた額が助成対象となります。

※助成金については、被後見人等の口座に入金されますので、被後見人等が死亡した場合は申請方法について、必ず北九州市成年後見支援センターにお問い合わせください。

※施設とは

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する指定障害者支援施設	障害者支援施設
老人福祉法に規定する老人福祉施設又は厚生労働省組織令に規定する国立障害者リビリテーションセンター	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター
介護保険法	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保険施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養型病床群等）
医療法	医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設除く）
その他	市長が上記施設に準ずると認める施設

3 報酬助成の申請手順

- 1 助成の可否の確認のため「確認書」を北九州市成年後見支援センターに提出。
- 2 助成の可否を北九州市成年後見支援センターから「回答書」により回答。
- 3 家庭裁判所に、報酬付与の審判請求を行う。
- 4 「後見人等の報酬助成申請書」に報酬付与の審判書の謄本等、必要書類を添付し、北九州市成年後見支援センターに提出。

●確認書（第7-2号様式）提出の際に必要な書類

①生活保護受給者

<input type="checkbox"/> 確認書（様式7-2）	
<input type="checkbox"/> 後見等開始申立事件の審判書謄本（写し）	全ページの写し
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（写し）	交付日より3か月以内 全ページの写し
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 ※コピー不可	交付日より3か月以内
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	交付日より3か月以内
<input type="checkbox"/> 申立人と被後見人等の関係が分かる戸籍（写し）か申立書の一枚目（写し）	親族申立ての場合のみ
<input type="checkbox"/> 被後見人等の財産目録	被後見人が死亡した場合のみ
<input type="checkbox"/> 被後見人等の世帯員の収入見込み額が分かる書類の写し	原則、被後見人が死亡した場合のみ
<input type="checkbox"/> 収入・資産状況申告書 報酬助成用（第7-2号様式（別紙1））	原則、被後見人が死亡した場合のみ
<input type="checkbox"/> 財産目録に記載されている全口座の預金通帳の写し	被後見人が死亡した場合のみ 金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し、最終残高と報酬付与対象期間分の入出金がわかるもの
<input type="checkbox"/> 94円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

②中国残留邦人等

<input type="checkbox"/> 確認書（様式7-2）	
<input type="checkbox"/> 後見等開始申立事件の審判書謄本（写し）	全ページの写し
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（写し）	交付日より3か月以内 全ページの写し
<input type="checkbox"/> 本人確認証	
<input type="checkbox"/> 申立人と被後見人等の関係が分かる戸籍（写し）か申立書の一枚目（写し）	親族申立ての場合のみ
<input type="checkbox"/> 94円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

③その他、経済状況が①②に準ずると認められる人

<input type="checkbox"/> 確認書（様式7-2）	
<input type="checkbox"/> 後見等開始申立事件の審判書謄本（写し）	全ページの写し
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（写し）	交付日より3か月以内 全ページの写し
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 ※コピー不可	交付日より3か月以内
<input type="checkbox"/> 被後見人及び被後見人世帯員全員の市民税課税証明書	交付日より3か月以内
<input type="checkbox"/> 被後見人等の財産目録	
<input type="checkbox"/> 被後見人等の世帯員の収入見込み額が分かる書類の写し	
<input type="checkbox"/> 収入・資産状況申告書 報酬助成用（第7-2号様式（別紙1））	
<input type="checkbox"/> 財産目録に記載されている全口座の預金通帳の写し	金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し、最終残高と報酬付与対象期間分の入出金がわかるもの
<input type="checkbox"/> 年金額改定通知書又は年金振込通知書の写し	当該年の1月～12月に年金を受給した額が分かるもの
<input type="checkbox"/> 申立人と被後見人等の関係が分かる戸籍（写し）か申立書の一枚目（写し）	親族申立ての場合のみ
<input type="checkbox"/> 94円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

後見人等の報酬助成申請書（第8号様式）提出に必要な書類

※確認書提出時から状況が変更になった場合は、一度ご相談ください。

①生活保護受給者

<input type="checkbox"/>	後見人等の報酬助成申請書（第8号様式）	
<input type="checkbox"/>	報酬付与の審判書謄本の写し	
<input type="checkbox"/>	収入・資産状況申告に関する調査等の同意書（第8号様式（別紙1））	
<input type="checkbox"/>	振込口座届出書兼報酬助成金請求書（第9号様式）	
<input type="checkbox"/>	北九州市所定の請求書兼領収書	
<input type="checkbox"/>	報酬振込口座の写し（口座の確認のため）	金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し
<input type="checkbox"/>	84円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

②中国残留邦人等

<input type="checkbox"/>	後見人等の報酬助成申請書（第8号様式）	
<input type="checkbox"/>	報酬付与の審判書謄本の写し	
<input type="checkbox"/>	収入・資産状況申告に関する調査等の同意書（第8号様式（別紙1））	
<input type="checkbox"/>	振込口座届出書兼報酬助成金請求書（第9号様式）	
<input type="checkbox"/>	北九州市所定の請求書兼領収書	
<input type="checkbox"/>	報酬振込口座の写し（口座の確認のため）	金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し
<input type="checkbox"/>	84円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

③その他、経済状況が①②に準ずると認められる人

<input type="checkbox"/>	後見人等の報酬助成申請書（第8号様式）	
<input type="checkbox"/>	報酬付与の審判書謄本の写し	
<input type="checkbox"/>	収入・資産状況申告に関する調査等の同意書（第8号様式（別紙1））	
<input type="checkbox"/>	振込口座届出書兼報酬助成金請求書（第9号様式）	
<input type="checkbox"/>	北九州市所定の請求書兼領収書	
<input type="checkbox"/>	収入・資産状況申告書 報酬助成用（第7-2号様式（別紙1））	確認書提出時から年をまたいだ場合は再度ご提出ください
<input type="checkbox"/>	84円切手を貼付した返信用封筒	返信先住所を記載したもの

■収入・資産報告書の記入及び提出方法について

- ・収入金は当該年の1～12月(不明な場合は前年度と同様の額の記載も可能)の見込みとします。また、固定資産税の評価額も当該年のものとします。
- ・提出時に添付していただく書類
預貯金額のわかるもの（預金通帳等の写し、有価証券等の写し）、収入金額が確認できるもの（年金証書、源泉徴収票、給与明細等の写し）

※後見業務等に要した交通費等の必要経費は助成の対象にはなりません。

【注意事項】

混雑緩和のため、受付窓口では書類のコピー対応は致しかねます。提出いただいた書類は返却できません。